令和8年第3回区議会定例会区長発言《要旨》

生涯学習の総合的な拠点として、交流スペースや展示スペースの設置、ICTを活用した学習環境の整備など、機能強化を図るための改修工事を行っていた生涯学習センターが、いよいよ11月15日にリニューアルオープンします。

今後も、生涯学習推進計画に掲げる「学び 活かし みんながつながる台東区」の実現を目指してまいります。

区ではこれまで、全世帯を対象とした食料品等高騰対応給付金の支給のほか、保育所や介護・障害福祉サービス事業者、公衆浴場等に対する光熱費などの支援を行っています。

引き続き、社会情勢の変化による影響を注視し、必要な施策を臨機応変に実施するとともに、中長期的な視点に立って、施策を展開してまいります。

区長発言の全文は区HPでご覧になれます。

清川二丁目プロジェクトの推進と北部地域の活性化

●今後、民間施設を整備するイオンリテール㈱と基本協定を締結し、清川二丁目プロジェクト多世代交流拠点の基本計画の策定を進める。

●リノベーション型まちづくりのプロジェクト「タイトーキタリズム」に取り組んでおり、今後も、地域の方々が気軽にまちづくりに参加できるよう、プロジェクトを展開する。

●活用可能な物件の掘り起こしや「リノベーションパートナー」企業の紹介を行い、マッチングの促進を図る。

●10月からは「江戸粋耕書堂」を期間限定で開設するほか、デジタル版スタンプラリーを実施し、区内回遊の促進を図る。

●11月には、ファッション誌に、皮革関連事業者の情報を掲載し、地域産業の魅力を発信する。

持続可能な観光地づくり

●改正後の「住宅宿泊事業（民泊）の運営に関する条例」を10月に施行。

●さらなる対策の強化を図るため、都市計画法に規定する住居専用地域と文教地区での令和9年1月以降の新たな民泊営業を禁止する条例改正議案について、本定例会に提出。

●「丸ノ内鍛冶橋駐車場」の令和9年4月からの利用に向けて、東京都道路整備保全公社と協議を進める。

引き続き、地域住民と来街者がともに快適に過ごせる環境整備に取り組み、区民生活と調和した観光地づくりを推進していく。

安心して子育てができる環境整備

●今後さらなる保育需要の高まりが見込まれることから、保育提供体制の拡充を図る。

●根岸五丁目施設に1歳児および2歳児を対象とした期間限定の定期利用保育室を整備する。

●三筋保育園を改築し、保育室の拡充や医療的ケア児の受け入れに向けた整備を進める。

引き続き、子育て家庭のニーズを踏まえた保育提供体制を確保し、「こどもまんなか社会」の実現に向けて取り組む。

創業支援施設「浅草ものづくり工房」9年度入居者募集

浅草ものづくり工房は、経営者としての自立・成長を支援する創業支援施設です。区内で創業予定または創業5年以内の法人または個人を対象に、インキュベーションマネージャーによる指導、低額で利用できる事務所や共同利用の制作室等を提供しています。

▷**対象** 区内の地場産業等のものづくりに携わる職人・クリエイター 等
▷**募集室数** 3室程度
▷**入居時期** 9年4月
▷**申込締切日** 11月2日㈪
▷**問合せ** 産業振興課
TEL 03−5246−1143

詳しくはこちら

浅草ものづくり工房「第14回施設公開」

▷**日時** 10月24日㈯・25日㈰ 10:00〜17:00
▷**場所** 浅草ものづくり工房（産業研修センター内）
▷**内容** 入居者のアトリエ公開や展示販売、ワークショップなど
▷**問合せ** 産業研修センター
TEL 03−3872−6780

詳しくはこちら

住宅まちづくり

無料建築相談（予約優先）

耐震診断・家の建て替えやリフォーム・建物の共同化などの相談に建築士が応じます。

▷**日時** 11月5日㈭13:00〜16:00
▷**定員** 6組（先着順、1組30分）
▷**申込方法** 電子申請、電話
▷**場所・問合せ** 住宅課（区役所5階⑩番）
TEL 03−5246−1468

詳しくはこちら

民間賃貸住宅の居住支援

●家賃債務保証会社の利用に伴う保証料の助成

民間賃貸住宅に入居する際に家賃債務保証会社を利用した場合、支払った初回保証料の一部を助成します。

▷**主な申込資格**
①高齢者・障害者・ひとり親世帯のいずれか
②区内に継続して1年以上居住している
③区内転居であり、転居先に継続して居住する
④緊急連絡先がある
⑤生活保護を受給していない など
※所得制限あり

詳しくはこちら

▷**助成額** 支払った初回保証料の2分の1（上限額あり）

●立ち退きに伴う転居費用の助成（転居先の賃貸借契約前に申込み必要）

取壊しや家主の都合による契約更新拒否により立ち退きを受けている方に対して、転居に要する費用を助成します（区内の民間賃貸住宅から、別の区内民間賃貸住宅に転居する場合に限る）。

▷**主な申込資格**
①高齢者・障害者・ひとり親世帯のいずれか
②区内に継続して1年以上居住している
③生活保護を受給していない など
※所得制限あり

▷**助成額** 礼金・仲介手数料・引越し費用の合計額（上限15万円）

詳しくはこちら

◆共通項目◆

詳しくは、問合せ先で配布するパンフレットまたは区HPをご覧ください。

▷**問合せ** 住宅課（区役所5階⑩番）
TEL 03−5246−1468

高齢者住宅（シルバーピア）入居者募集

9年2月以降に入居する方を募集します。

▷**募集戸数** 単身用36戸、2人世帯用3戸（入居場所は選べません）
▷**間取り** 1DK〜2DK、浴室、トイレ
▷**月額使用料（例）** 16,400〜62,000円（居室面積・所得等で異なる）
▷**月額共益費** 1,000円
▷**敷金** 月額使用料の3カ月分
▷**主な申込資格** 次の全てに該当する方
①区内に継続して3年以上居住している
②現に住宅に困窮している（自己の責に基づかない立退き要求を受けている、保安上危険かつ衛生上有害な状態にある住宅に居住している、収入に比して著しく過重な家賃の支払いをしなければならないなど）
③申込者（同居者も含む）の年齢が満65歳以上である
④単身または2人世帯である
⑤所得が定められた基準内である（7年の年間所得が単身で256万8千円以内、2人世帯で294万8千円以内）
⑥独立して日常生活を営むことができる
⑦申込者（同居者も含む）が暴力団員でない
▷**選考方法** 公開抽せん
▷**募集案内・申込書配布場所** 住宅課（区役所5階⑩番）・戸籍住民サービス課（同1階）、区民事務所・同分室、地区センター、老人福祉センター、老人福祉館、地域包括支援センター（区HPからダウンロード可）
▷**募集案内・申込書配布期間** 10月1日㈭〜9日㈮
▷**申込方法** 電子申請または申込書を郵送
▷**申込締切日** 10月13日㈫（消印有効）
▷**問合せ** 〒110−8615 台東区役所住宅課
TEL 03−5246−1213

詳しくはこちら

防災クイズ第11弾
※正解は、5面の上にあります。

地震のあと、すぐにトイレを流してはいけない理由は？ ①水がもったいないから ②トイレが汚れるから ③排水管が壊れている可能性があるから ▷問合せ 危機・災害対策課 TEL 03−5246−1092